**1－（18）共同駐車場管理規約例**

（目　　的）

第１条　この規約は、本組合が定款第○条第○項第○号の規定により設置する共同駐車場の利用及び管理について必要な事項を定め、もって共同駐車場の円滑な運営を図ることを目的とする。

（名　　称）

第２条　本組合の設置する共同駐車場（以下「駐車場」という。）は、○○駐車センターという。

（所 在 地）

第３条　駐車場は、○○市○○町○丁目○番○号に置く。

（管理責任者）

第４条　駐車場の管理は、本組合の理事長が責任をもってこれを統括する。

（使用時間）

第５条　駐車場の営業は、原則として年中無休とする。ただし、管理上やむを得ないときは、駐車場の一部又は全部を閉鎖し、営業を休止することができる。

２　駐車場の毎日の使用時間は、次のとおりとする。

(1)　午前〇時より午後〇時まで昼間帯

(2)　午後〇時より午前〇時まで夜間帯

（駐 車 票）

第６条　係員は、利用者が入場の際は、所定の駐車票を交付し、退場する際にこれを回収する。

２　利用者が駐車票を紛失したときは、過誤を未然に防止するための配慮を十分にとり、正当な証明できるものに対してのみ再交付して処理することができる。

（駐車料金）

第７条　時間極の駐車料金は、１時間まで○○○円とし、以後○○分増すごとに、○○○円を加算する。

ただし夜間帯については、一律○○○円とする。

２　月極駐車料金は、１月当たり○○，○○○円とし、その利用者は、別に定める「月極駐車利用契約書」（様式第１号）により月極駐車利用契約を締結し、所定の手続をとらなくてはならない。

３　前項にかかわらず、夜間帯のみの月極駐車利用の場合は、半額とする。

４　駐車場の継続的利用者に利便性の向上を図るため、割引駐車回数券を発行することができる。回数券は、１枚１時間とし、11枚綴りのものを○，○○○円とする。

（駐車料金の免除）

第８条　次の各号に該当する車は、駐車料金を免除することができる。

(1)　緊急自動車

(2)　公務の警察関係の車

(3)　特別契約による車

(4)　その他理事長の必要と認めた車

（駐車の拒否）

第９条　次の各号に該当する車は、駐車を拒否することができる。

(1)　発火性、引火性のある物、その他危険物を積載している車

(2)　駐車場の施設を汚損するおそれのある車

(3)　係員の指示や、信号、標識に従わず、駐車場の安全な管理に支障をきたすおそれのある車

(4)　大型車及び ２トン以上のトラック

（損害賠償の義務）

第10条　何人といえども、駐車場の施設に損害を与えたときは、直ちに弁償しなければならない。

（駐車場内における損害の責任）

第11条　本組合は、次の各号の損害については、責任を負わない。

(1)　駐車場内における自動車相互の接触、衝突等によって生じた損害

(2)　車内に留置された貴重品、その他の物品の紛失による損害

(3)　駐車中に発生した事故による損害

(4)　天災その他不可抗力によって生じた損害

２　前条の場合であっても本組合の負担する損害は、保険対象の範囲までとし、保険対象外の損害については、これを負わないものとする。

（借地権等の関係）

第12条　利用者が長期にわたって駐車場を使用する場合であっても、土地に対する借地権等の権利は生じないものとする。

（利用者の義務）

第13条　利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　係員の指示に従うこと。

(2)　標識、信号の表示を遵守すること。

(3)　場内では徐行し、かつ、追越しはしないこと。

(4)　場内での喫煙及び火気の取扱いはしないこと。

(5)　駐車した車は、必ず鍵をかけておくこと。

２　管理責任者は、前項に掲げる遵守事項について、駐車場の入口付近にあらかじめこれを表示するものとする。

（そ の 他）

第14条　この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

付 　則

この規約は、令和○年○月○日から施行する。

（様式１）

月極駐車利用契約書　　　　　　　　　　　　収入印紙

○○協同組合（以下「組合」という。）と ○○○(以下「利用者」という。)とは、組合が管理する

駐車センターに、利用者が所有する別表表示の自動車を月極駐車するため、駐車センターの管理規約に定める事項のほか、次のとおり契約する。

第１条　この契約の期間は、令和○年○月１日から令和○年○月末日までとする。

第２条　月極駐車料金は、１カ月当たり○○，○○○円とする。

２　自動車の置場は主として○○とする。

第３条　月極駐車料金は、契約時に、６カ月分前納とする。ただし、会計年度の都合により、４～９

（上半期）１０～３月（下半期）に区分し、端数の月に契約するときは、半期の終りまで契約し、以降半期別契約によるものとする。

２　月の途中における分は、日割計算によるものとする。

第４条　組合が駐車センターの管理上又は催し物等のため一般時間極駐車の収容を必要とする場合、その他管理上必要がある場合に、置場の変更を命じたときは、利用者はこれに従わなければならない。ただし、料金の払戻しはしない。

第５条　契約有効期間中に途中解約する場合は、原則として料金の払戻しはしない。

第６条　利用者は、駐車センターの出入に当たっては所定の駐車票を係員に提示しなければならない。

第７条　利用者は、月極駐車票を他に譲渡したり貸与したりしてはならない。

第８条　利用者は、車種を変更したときは、直ちにその旨を組合に届出なければならない。

第９条　この契約に定めのない事項であって、駐車場の管理上必要な事項については、組合の指示に従うものとする。

組合と利用者は月極駐車利用に関して上記のとおり契約し、その証として契約書を２通作成し、各々記名捺印して、これを各自保管する。

令和　　年　　月　　日

組 合 ○○協同組合

代表理事 ○　○　○　○ 　 ㊞

組 合 員

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

(法人の場合）

月極駐車場利用自動車の表示

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者名 | 車種及び番号 | 利　用　年　月 |
|  |  | 年　月　～　年　月 |
|  |  | 年　月　～　年　月 |